

平成23年度 第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成23年11月10日(木) 14時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第六次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究科 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
高橋 正宏 北海道大学大学院工学研究科 教授
山本 裕子 北海学園大工学部社会環境工学科 准教授
山舗 直子 酪農学園大学環境システム学部生命環境学科 教授
西川 洋子 北海道立総合研究機構環境科学研究センター 植物環境科長
宮木 雅美 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院デザイン研究科 教授
東條 安匡 北海道大学大学院工学研究科 准教授
半澤 久 北海道工業大学空間創造学部建築学科 教授
遠井 朗子 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 准教授
島田 明英 自然ウォッチングセンター代表

計 12名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 傍聴人

0名

3 報道機関

北海道通信社
北海道建設新聞社

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、平成23年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催したいと思います。

出席予定の委員の方がまだ3名ほど見えられておりませんが、定刻ですので、始めさせていただきますと思います。

本日は、2件の諮問を予定しております。

1件目は厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書につきまして、2件目は札幌市環境影響評価条例の改正のあり方についての諮問でございます。

1件目の準備書の諮問につきましては、方法書段階から審議を引き受けていただいております鳥類の専門委員として自然ウォッチングセンターの島田明英氏、東海大学の竹中万紀子氏にも委員としてご参加いただくこととしております。

本日の出席委員数は10名となっております。審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

申しおくれましたけれども、私は、本日の司会を務めさせていただきます環境共生推進担当課長の大江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開会に当たりまして、環境局環境管理担当部長の湯浅より一言ごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 環境管理担当部長の湯浅でございます。

今年度第2回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

ご案内のとおり、本日は二つの事項についてご審議いただく予定となっております。まず一つ目は、厚別山本公園造成事業に係る環境影響評価準備書についてであります。本市事業につきましては、平成20年度に方法書の審議を行っており、その次の手続として本年9月28日付で準備書が提出されたものです。ご存じのように、準備書は、事業を進めるに当たってどのように環境保全を行っていくかなど、事業者みずからの考え方を示すものでありまして、最終図書となります環境影響評価書へつながる重要な位置づけにあるものでございます。

方法書から引き続きご審議いただく専門委員の方々はもとより、今回初めてこの案件にご審議をいただく委員におかれましても、専門的な見地から、どうぞ忌憚のないご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、二つ目に予定しております事項は、札幌市環境影響評価条例の改正のあり方につ

いてです。これは、ご承知のとおり、今年4月に環境影響評価法が改正されておりますが、これを受けて諮問をさせていただくものでございます。本市条例も制定から10年以上が経過しておりますので、情報提供や市民参加への対応、また法改正により新たに追加された事項の本市条例への導入の検討、そして北海道条例の改正が予定されておりますので、それとの整合性などについて審議をいただく予定となっております。

ぜひ、さまざまな観点から多くのご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、審議会の開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 最初に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料がございますけれども、資料1-1は厚別山本公園準備書に係る諮問書の写しでございます。資料1-2は厚別山本公園造成事業環境影響評価の事務手続経過についてです。資料1-3は札幌市環境影響評価審議会規則です。資料1-4は今回の準備書に係る環境影響評価審議会部会委員について（案）です。資料1-5は審議日程及び審議事項について（案）です。資料1-6はA3判1枚物の厚別山本公園の計画についてです。資料1-7は厚別山本公園造成事業準備書の概要です。

また、お手元に準備書の訂正ということで訂正用のシールを配付してあるかと思っております。これは、お手数ですが、後ほど該当ページに張って訂正していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

もしお手元に資料がなければ、お申し出いただきたいと思います。

資料は大丈夫でしょうか。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、審議に先立ちまして、厚別山本公園造成事業準備書に係る諮問をさせていただきたいと思っております。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 札幌市環境影響評価審議会会長山舗直子様。

札幌市環境影響評価条例第24条第2項の規定に基づき、厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書に係る審議について諮問いたします。

平成23年11月10日。

札幌市長上田文雄、代読。

以上、よろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、これからの進行は山舗会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山舗会長 皆様、こんにちは。

ただいま諮問書をいただきました。大変重要な事柄でございますが、委員の皆様のご協

力を得て議論を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、厚別山本公園造成事業準備書について、事務局から事務手続の経過と今後の予定について説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） お手元の資料1-2をごらんいただきたいと思っております。

こちらに、今回の事業についての環境影響評価の事務手続の経過を書いております。

まず、（1）の方法書手続についてです。

平成20年10月に事業者から方法書が提出され、公告・縦覧、市民等から意見募集を経まして、平成20年12月と平成21年1月に審議を行いまして、2月に答申をいただいております。これをもとに平成21年2月に事業者へ市長意見を送付したところでございます。

次に、（2）の準備書手続です。

これが今回の手続になりますが、方法書の手続が終了しまして、事業者で環境影響についての調査、予測、評価を行いまして、平成23年9月に準備書が提出されております。

縦覧については、10月10日から11月8日までの30日間行われまして、この間の10月26日には事業者により厚別区民センターにて住民説明会が開催されております。

意見の募集については、縦覧終了2週間後の11月22日までとなっておりますが、今のところ提出された意見はございません。意見が提出された場合は、事業者からその意見に対する見解書を提出してもらいまして、それを告示、縦覧し、公聴会開催のための公述人の募集を行うことになっております。口述の申し出があった場合は公聴会の開催となりますけれども、申し出がなかった場合は公聴会の開催はございません。

審議会は、今回を第1回目としまして、来年2月から下旬までをめぐりに審議をお願いしたいと考えております。詳しい日程については、後ほど改めて説明させていただきます。

審議会から答申をいただいた後は、所定の期限までに事業者に市長意見を送付することになります。

（3）の評価書手続です。

これは、準備書の結果を踏まえて修正した最後の図書になりますが、これについては来年度に提出される予定になってございます。

以上です。

○山舗会長 ご説明をありがとうございます。

方法書からここまでかなり経過しておりますが、これから準備書から答申まで規定された期限を守っていくということで、この期間はそんなに十分ではありません。この準備書をごらんになったと思いますが、ページ数が非常に多いので、これを見ていく上でどのようにやっていくのが効率的かということで、これまでもやっておりましたが、部会による審議を行う方法がよいと考えております。札幌市環境影響評価審議会規則第6条第1項で部会の設置について決められておりまして、それに従って進めていきます。

規則第6条第2項、第3項の規定により部会委員の指名は会長からさせていただくということですので、そのように進めたいと思います。

資料1-3に、今申し上げました札幌市環境影響評価審議会規則があります。第6条第1項は、「会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる」。第2項は、「部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する」。第3項は、「部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員のうちから会長が指名する」という諸々のことがございまして、それにのっとっていきます。

部会委員（案）が資料1-4にございます。

ここにお名前の挙がっていらっしゃる方からは内諾をいただいておりますが、上から順にお名前を呼びます。

村尾委員、佐藤委員、高橋委員、西川委員、宮木委員、吉田委員、鳥類のご専門として島田専門委員です。それから、竹中専門委員は、本日ご欠席ですけれども、事前に内諾をいただいております。

以上の8名の委員を部会委員として指名させていただきたいと思います。

また、部会の統括をしていただきます部会長は佐藤副会長にお願いしたいと考えております。

以上8名のお名前を申し上げましたけれども、ぜひ加わりたいという方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山舗会長 それでは、8名の方をお願いすることといたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、部会長の佐藤副会長から一言お願いいたします。

○佐藤副会長 スムーズに審議が進行するように努めてまいりますので、委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

○山舗会長 部会については以上のおりとして、よろしくお願いいたします。

それでは、部会も含めまして、本準備書の審議日程、審議事項等の案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） もう一度、資料に戻っていただきまして、資料1-5をごらんいただきたいと思います。

審議会の全体の日程ですけれども、今回を含めまして全体会議を2回、部会を3回の合計5回を予定しております。部会の1回目は、きょうから2週間後の11月24日木曜日でありまして、審議内容については大気、騒音、振動、水質、景観の項目について予定しております。2回目は、12月14日水曜日で、審議内容は動物、植物、生態系を予定しております。3回目は、年がかわりまして、来年1月19日木曜日でございます。審議内容については、部会から審議会会長への報告案の審議を予定しております。その後、2月16日または23日を予定しておりますけれども、全体会議を行いまして、部会から

の報告を受けて、市長への答申案について審議をしていただきたいと思います。と思っています。

時間は、2回目の部会を除きまして、いずれもきょうと同じ午後2時半からを考えております。2回目の部会につきましては午前10時からの予定でございます。

場所につきましては、今のところ、いずれも市役所本庁舎内の会議室を予定してございますけれども、場合によっては予約の関係で庁舎外になるかもしれません。いずれにしまして、日時、場所、時間を事前にご連絡して調整の上で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールについては以上です。

○山舗会長 どうもありがとうございます。

これから4カ月にわたる審議日程及び審議事項についての案です。

ご質問、ご意見は何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山舗会長 それでは、ご賛同いただいたスケジュールで、今後、部会での詳細な審議を進めていただきたいと思います。また、部会に参加いただかない委員の方々も、何かご意見やご質問等がございましたら、遠慮なく事務局あてにファクス、メールなどご提出くださればと思います。事務局の方々も、部会の運営をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本事業の方法書から2年以上が経過していることもありますので、この事業の概要について説明を受けたいと思います。あわせて、準備書の内容についても説明を受けたいと思いますが、特に方法書の段階で述べた市長意見に対する事業者見解について少し詳しく見ていきたいと思っています。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 本日の会議は、事業者でありますみどりの推進部の方々にも隣席していただいておりますので、みどりの推進部から説明させていただくことでよろしいでしょうか。

○山舗会長 構いませんので、よろしくお願いいたします。

○事業者(北原みどりの施設担当部長) 札幌市環境局みどりの推進部みどり施設担当部長の北原と申します。

私から、厚別山本公園の事業概要についてご説明いたします。

説明は、前方のスクリーンを使用して行いますけれども、お手元に資料としましてA3判のカラーの両面印刷のもの、それから、ここで使いますスライドをプリントしたのもも資料1-6及び1-7としてお配りしておりますので、参照していただければと思います。なお、この事業概要につきましては、準備書におきましては第2章に記載がございます。

それでは、スクリーンをご覧ください。

初めに、この公園の計画地です。

札幌市と江別市の境界に近い厚別区厚別町山本地区に位置しております。この厚別町山本地区と白石区東米里地区にまたがりまして、黄色で示しました札幌市の管理する埋め立

て処分場の山本処理場がございます。この黄色で示した区域の面積は全体で約270ヘクタールとなっております。今回、公園として計画している敷地は、このうち緑色で表示しましたところで、埋め立てを完了した約52ヘクタールの区域となっております。周辺では、まだ清掃事業が続いておりますが、この周辺部につきましても、将来、埋め立てが終わった段階では緑化をしていく予定になっております。

続きまして、厚別山本公園の位置づけについて簡単に触れたいと思います。

本市のみどりづくりの基本方針でありますみどりの基本計画において二つの基本的な考えに基づき計画づくりを進めてきております。

1点目は、札幌市の市街地を緑の帯で取り囲む環状グリーンベルト構想の拠点とすることです。2点目は、各区に1カ所以上の総合公園を配置する計画において、この公園は厚別区の総合公園とするということでございます。なお、総合公園と申しますのは、休息、観賞、散歩、運動など、さまざまな目的に市民の方々が総合的に利用することができる公園ということで、ある程度規模の大きな公園を意味しております。

次に、環状グリーンベルト構想についてです。

スクリーンに表示しておりますのは、みどりの基本計画における、みどりの基本的な配置方針であるみどりの将来像図でございます。今示しております緑色の波線で囲っているところを、市街地をぐるりと囲むようなイメージで緑を残していこう、つくっていこうとするのがグリーンベルト構想でございます。

ここに沿いまして、要所、要所に拠点的に公園緑地を配置していくことにしております。今回の厚別山本公園が位置しております山本処理場は、昭和50年代から埋め立て処分場として整備、運用してきております。こちらは当初から埋め立てが終わった段階でグリーンベルトにおける拠点となる公園緑地として整備するという構想のもとで事業を進めてきたところでございます。埋め立て跡地が公園緑地として利用される例としては、市内では東区のモエレ沼公園、現在整備中の手稲区の山口緑地に続き市内では3例目となるものでございます。

次に、事業地の概要です。

計画地は、図面の左側にありますけれども、南北に約1,300メートル、東西に約400メートル、面積として約52ヘクタールという大きさになってございます。ごみの埋め立てをしておりますので、右側の断面図にございますように、周囲より約10メートル高い台地状の形をしております。現地の方では、既にごみの受け入れを完了し、最終的な最上部に土をかぶせる作業も終了しており、埋立地としての役割は既に終えているものでございます。

続きまして、整備計画の概要についてでございます。

こちらのスクリーンの図面ですけれども、お手元のA3判の資料の裏面にも同じものが載っております。

今ごらんいただいている整備計画は、昨年度に、主に厚別区を中心とした地元の方々を

中心に、市民の方の意見、有識者からのアドバイスなどをいただきながら策定したものでございます。

現地の敷地は、細長い形状をしておりますので、区域をおおむね三つに分けて計画を検討してまいりました。周街地に近い南側の部分につきましては、自然育みエリアと名づけておりまして、公園に来られた方が花を觀賞したり、植物に触れたりできるような趣旨の整備をしたいというところでございます。続きまして、真ん中の部分は、主要動線に最も近く、管理事務所からも近いゾーンで、レクリエーションエリアと位置づけております。パークゴルフ場や遊具を設置した広場、管理センターを中心として施設や広場を中心に計画しているエリアでございます。そして、図面の左側の北側は樹林や草原などから成る自然の遷移・保全エリアとして、ごみの埋め立てで一度失われた自然を回復していく区域と考えております。

次に、整備スケジュールについてでございます。

ただいまご審議いただきます環境影響評価の手続が順調に完了すれば、来年度、平成24年度から現地の測量や詳細な設計を行いまして、早ければ平成25年度から現地の工事に着手したいと考えております。

ただ、面積規模が大きいことから、公園として全面開園に至るにはおおむね10年程度を要すると見込んでおります。今回の環境影響評価準備書におきましても、供用時の予測評価は平成35年を想定して行っているところです。

なお、実際の工事段階では、先ほど言いましたようにごみが埋まっておりますので、大規模な掘削ができないなど、敷地の改変には制限がございますが、処分場そのものには影響を及ぼさないよう配慮しながら進めていく予定でございます。

以上が公園事業の概要でございます。

この後、環境影響評価準備書の内容につきましては、造園担当課長の古瀬からご説明いたします。

○事業者（古瀬造園担当課長） 造園担当課長の古瀬です。よろしく申し上げます。

先ほど事務局からお知らせいただきましたが、準備書の訂正について、大変お手数ですが、よろしく願いいたします。

それでは、環境影響評価準備書の概要をご説明いたします。

先ほど事務局の説明の中にもありましたが、この事業につきましては、平成20年度に方法書の手続を開始しまして、環境影響評価審議会での審議を得て、市長意見の送付を受け、平成21年度には現地調査、平成22年度には予測評価作業をそれぞれ行い、今年度、準備書の手続を進めております。本年9月28日に準備書を市長へ送付しまして、条例で制定された説明会につきましては、10月26日に実施しております。

それでは、市長意見を反映した環境評価項目について説明します。

影響評価を行った項目につきましては、準備書第7章の2ページに記載しておりますが、この表を簡略化したものをスクリーンに表示しております。

影響評価を行う項目や手法につきましては、方法書に対する市長意見を勘案して決定しております。市長意見に対する事業者としての見解は準備書第6章に記載しております。

方法書を見直した点につきましては、第7章の23ページ以降に対照表として記載しております。これらの事業者としての対応につきましては、それぞれの影響評価項目ごとに予測評価の結果とあわせてこれから説明いたします。

最初に、大気質、窒素酸化物と浮遊粒子状物質の件です。

この項目につきましては、公園供用後、利用者の来園に伴う自動車排ガスが沿道に及ぼす影響を予測評価しております。準備書では第8章1ページから記載しております。方法書の段階では既存の資料を使用して予測評価を行うこととしておりましたが、事業予定地と接近した場所でデータを実測することという市長意見がつけられたことから、事業沿道の1地点において観測を実施しております。

公園の全面開園を平成35年と設定し、同規模の公園の利用実績から想定される利用者が現状の交通量に加わった場合、これらの自動車から排出される排ガスを予定しております。予測の結果、現況と比較して窒素酸化物、浮遊粒子状物質は増加せず、また保全目標値も満足する結果になっております。スクリーンには、平成35年の予測値と保全目標とした環境基準値を示しております。

続きまして、大気質、粉じん関係です。

この項目につきましては、事業地内の建設機械の稼働と工事のための資材運搬車両が原因の粉じんの影響を予測評価の対象としました。建設機械の稼働に係る影響について、準備書第8章の28ページから、資材運搬車両の影響につきましては44ページから記載しております。図に示しましたとおり、隣接地と記載しました敷地に最も近接した住宅を予測地点とし、この近くで建設機械が1カ月間連続で稼働した場合を予測しております。運搬車両につきましては、すべてのダンプトラックが市道山本線を南方向へ走行するという建設機械、運搬車両とも最大の負荷を見込んだ条件で予測を行っております。このように、最大に負荷がかかる条件で予測を行いましたが、結果としましては、両者を合わせても保全目標値を満足する数値となっております。

続きまして、騒音・振動でございます。

この項目につきましては、建設機械の稼働、資材等運搬車両走行の影響、公園供用後の来園者の自動車交通による影響を予測評価の対象としております。騒音につきましては、準備書第8章の57ページから、振動につきましては102ページから記載しております。

予測条件としましては、先ほどご説明申し上げた大気質の予測評価と同じ条件で、建設機械と資材等運搬車両については想定され得る最大の負荷がかかった状況で、公園利用者の自動車交通については、同規模の公園利用から想定される利用者の数があつた場合を想定しております。

騒音につきましては、建設機械の稼働に係る騒音が隣接地で現状に比較して上昇しますが、保全目標値は満足する予測となりました。また、沿道部に関しましては、資材等運搬

車両、公園利用者の交通に伴う自動車交通がふえてもほぼ変化はないという予測結果となっております。

振動に関しましては、建設機械の稼働に係る振動について、現況に比較して隣接地の数字は上昇しますが、人が感じる閾値以下であるという予測数値となっております。沿道部に関しましては、騒音同様、工事中も供用後もほぼ変化はないものと予測しております。

生活環境の環境評価項目としまして、大気質、騒音、振動について評価を行ってまいりましたが、いずれも著しい影響はないものと予測しております。事業を進めるに当たりましては、自動車の利用を減らすために自転車で公園にアクセスしやすい整備を考えると、工事工区を分割して工事の集中を避けること、工事車両運行ルートに沿道の迷惑にならないように工夫すること、散水や速やかな緑化など、砂ぼこりの発生を極力抑える施工体制をとること、施工時間は平日の日中にすることなどの配慮を行い、周辺的生活環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、動物、植物等の自然環境についての影響評価結果についてご説明します。

自然環境につきましては、方法書に対して当該地の既存データの入手に努めるとともに、関係地域における調査対象地を適切に選定すること、調査精度の向上に努めることという市長意見を受けております。

この市長意見に対しまして、既存資料の収集による特性把握を進めるとともに、空中写真の判読と現地の概況調査から事業地の周辺に調査地点を追加して選定し、現地調査の実施による周辺環境把握に努めました。

当初の方法書の段階では、事業予定地と隣接する雨水貯留池、山本川を調査地点として考えておりましたが、周辺は、かつての湿性植物群落地であり、現在は草原性の環境となっているという市長意見もあったことから、周辺でこのような環境を残している区域を関連区域として、動植物の調査区域として追加しました。

予測評価におきましては、公園整備による土地利用の改変だけではなく、建設機械の稼働による動植物への影響を評価項目とする必要があるとの市長意見が述べられており、予測対象項目としました。

植物につきましては、準備書第8章の126ページから記載しております。周辺地域も含めた調査で確認された240種から現地で確認された貴重種5種について予測評価を行っております。これら5種については、いずれも事業区域外の水辺環境で生育する植物でありまして、事業として直接改変を行う場所ではなく、また公園供用後にも影響が及ぶ可能性も想定されない場所でした。このため、整備工事の実施及び公園供用が予測対象とした植物に与える影響は軽微であると予測いたしました。

動物につきましては、第8章の164ページから記載しております。方法書に対して、鳥類について実際の生息数や繁殖つがい数を把握できるような調査に努めること、両生類、爬虫類について、当該地での重要な種を適切に抽出し、調査対象を選定すること、昆虫類について、水生昆虫について底生動物とは別の手法で調査を行うことという市長意見を受

けております。

この意見を受けまして、鳥類につきましては、観察項目をふやしたほか、繁殖期である春から夏にかけての調査を重点的に行いました。両生類、爬虫類につきましては、既存資料の再整理を行い、カエル類を代表的な種として想定し、確認調査を実施することとしました。昆虫類につきましては、水生昆虫類の調査手法を底生動物と分けて記載しまして、予測評価の取りまとめも昆虫類、水生昆虫類、底生動物というふうに分けて行いました。以上の方法で、周辺地域も含めた調査において確認された種の中から予測評価を行う貴重種を選定しております。

確認された種の数、予測評価の対象とした指数とその代表例はスクリーンに表示しているとおりで、重複してカウントしている種を除きますと38種の動物を選定しました。

予測評価の対象とした38種のうち、事業予定地内で確認された種は6種で、このうち事業区域内のみで認められたのはシロガネニクバエという動物の死体につく昆虫の1種類だけでした。このように確認された貴重種の数、出現回数とも、大部分がこの事業で直接改変しない事業区域外での場所でした。また、事業予定地内だけでは主要な生息場所としている種はなく、事業地と同等の環境は関係地域を含め周辺に多く残されていることから、当該事業地を改変しても予測対象とした動物の生息環境は維持されるものと予測しております。整備工事に当たりましては、工区を区分しまして、一度に全面的な改変を行うことは避ける前提で予測を行っております。このため、整備工事の実施に伴う建設機械の稼働及び整備後の公園供用が予測対象の動物に与える影響は軽微であると判断しております。

次は、生態系です。

生態系につきましては、市長意見では、植生と動物との関連について把握するよう求められておりまして、この意見を勘案し、現地の動植物の調査もあわせてこの観点から関係性の把握に努めました。予測評価手法としましては、動植物の調査において確認された種の中から、生態系における上位性、典型性、特殊性から動植物を選定し、この動植物に対して事業が及ぼす影響を予測しました。

上位種、典型種として選定した種に対して予測を行ったところ、先ほどの動物、植物に対する方法と同様に事業の影響は軽微であると推測されました。特殊性を有する種は存在しないものと判断しております。

それから、事業地、その周辺に存在する草原、樹林、水辺、それぞれの環境別に予測しております。事業予定地には、樹林環境と草原環境が存在しますが、公園整備という事業内容から生態系に与える影響は軽微なものと予測しております。また、水生環境は改変しないために影響はないものと予測しております。

さらに、植物連鎖における階層別にも予測を行いました。植物と動物の関連性の把握に努めた上で予測を行っておりますが、当事業が事業区域内の植物、動物に及ぼす影響は軽微であると予測しております。

以上、植物、動物、生態系に対して本事業の及ぼす影響は軽微であると予測しております。

す。事業を進めるに当たりましては、工事中、周辺の水辺に対する動植物に悪影響を与えないよう、周辺水域に土砂等を流出させないこと、既存の樹木は可能な限り保全して活用すること、事業の完了した部分から緑化し、動植物の生息環境の確保を図っていくこと、事業目的の一つでもあります。埋め立て跡地の緑の回復を進めるに当たりましては、草地、樹林など多様な環境の整備により自然的な環境を創出していくことなどの配慮を行い、影響の回避、低減に努めていきたいと考えております。

最後に、景観についてでございます。

景観につきましては、冬期の調査を実施すること、眺望点から遠景だけではなく近傍景観について検討することの2点が市長意見として付されております。これに対しまして、1点目の冬期調査につきましては、2月に調査を実施しております。2点目の近傍からの景観につきましては、隣接する市道山本線沿道の8カ所と周辺の緑地から事業予定地方面を眺望し、公園整備後の景観に与える影響の有無を確認する予測を行っております。

スクリーンには、近傍の景観について調査地点と景観に与える影響を判断した点を表示しております。事業地が埋立地であり、大幅な地形の改変ができないこと、また周辺は平坦な地形のため、樹木や住宅等により事業地全体が直接確認できない地点が多いことが言えます。以上のことから、事業の実施に伴う景観の影響はないものと予測しております。

配慮事項としましては、当該事業の内容は公園の整備であり、埋め立て跡地に自然的な環境をもたらすことを事業目的の一つとしておりますので、外部から見える部分への緑化を通じて周辺と調和した景観づくりを進めることとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山舗会長 どうもありがとうございました。

詳しくは部会で審議していただきたいと思いますが、ただいま説明をいただきました事業概要、準備書の内容に関しまして、全体的な視点からのご意見やご質問はございませんでしょうか。

初めて概要をお聞きになる方もいらっしゃるかと思いますので、少し時間をとって行っていききたいと思います。何でも結構ですので、お願いいたします。

○西川委員 公園が三つのエリアに分かれるということで、以前に説明があったかもしれませんが、自然の回復という左側のエリアには草原がありますけれども、そこも全部作り直すということでよろしいのでしょうか。それとも、既存のものを活かしながら幾らか植栽などをするというイメージになるのでしょうか。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 現状のところは、残せるものは残したいと考えておりますが、水処理や全体の地形造成の上でどの程度の改変が必要かということはこれから詳細な部分で決まってきます。今は、市民植樹で植えた樹木が一部ありますし、高台の上にはヤナギ類が生えてきている状況です。あとは草が生えてきています。そのあたりにつきましては、貴重種等はない状態ですが、手をつける場合は、一遍にはぐわけではなくて、順次やっていって、今いる生き物などへの影響がなるべく少ない形でやっていき

いと思っております。今、この段階で全部をはぎとりますとは言えないですが、残せる範囲で残していきたいと思えます。市民植樹で植えた木や、ヤナギ類についても残せるものは残していきたいと考えています。

○西川委員 方法書のと看に、ここは草原性の鳥類の重要な生息地なのだという話が出たと思うのです。このあたりは、部会で詳しい話になるのかもしれませんが、草原性の鳥類の生息地としては、自然の遷移・保全エリアが考えられるかと思えます。植物の立場からいへば、現地を見せていただきましたけれども、外来種が多くて、そんなに貴重な植物があるような場所ではありません。ただ、鳥類の生息地としては非常に重要だという意見がありました。そのあたりをどのように考慮されて整理されるのかということ看です。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 詳しくは部会でやりたいと思えますが、基本的には、一番左側のエリアができた後は、生き物たちの生息環境としてふさわしいエリアにしたいと思っているわけ看です。ですから、最終的には整備が終わった後に多様な生物の生息環境になるような配慮をしていきたいと思っておりますので、造成経過の段階でも既存の生き物になるべく影響を与えないような進め方をしていきたいと思っております。ただ、それは既存のものを全部残すのがいいのかという看、そうではないと思えますし、工事の進め方の問題にもかかわってくると思えます。そのあたりは配慮事項でもご説明しておりますけれども、工区を分けることで、一度の改変ではなくて、区分けしながら進めるという配慮をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○山舗会長 今、動植物の点からのやりとりがございましたけれども、それがこの事業の象徴的なものかと思えます。

全体的な点でほかにございませんでしょうか。

○半澤委員 私は、この分野は全く専門ではございませんですが、基本的な前提として、もともと処分場でしたのでそういう扱いを受けている土地柄ですから、これからつくろうとされるものは、恐らく、周辺といかに調和させるかということを中心になされるのだろうと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 私どもも、そういうふうにしていきたいと思っております。

○半澤委員 もともとどうあったかということは余り問題にならないということでしょうか。処分場になる前の状態ですね。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 歴史的な経過を見ると、水田地帯という経過がございませけれども、今、高台になった状況でそれを復元するのは非常に困難ですので、現在の環境の中で周辺との調和をどう図っていくかという観点で考えております。

○山舗会長 埋立地の緑化といいますか、市民の憩いの場にするというような意味があるということになるかと思えます。

そのほかにいかがでしょうか。

○東條委員 埋め立てのガスに関するマネジメントのことが全く出てきていません。内部

はあと10年とか20年とか安定化に向かって分解が続いていくと思います。そして、既存のガス抜き管をそのまま残すという方法をとるのか、それとも横引きみたいにして、周辺部に抜くのか、こういった考え方をお持ちなのでしょうか。もし、内部のガス抜き管をそのまま持っているのであれば、来場者に対する十分なケアをしなければいけませんし、周辺に抜くとしたら、周辺への拡散の問題があります。硫化水素やメタン等がありますので、そういった配慮が必要だと思うのですが、そのことについてどこまで検討しているのかということです。

また、駐車場みたいなところは舗装するようですから、こういったところの底部にガスが濃集というようなこともありますので、十分なケアをされた方がいいかと思います。跡地利用において爆発事故なども起きていますので、そういったことに関してどういったケアをするかということです。

それから、この計画で自然環境回復エリアに湿地がありますが、埋立地の上部に湿地を設けるとするのは、安定化というか、内部の状況に対して、余り聞かないといいますか、いい方向のものではないと思います。なるべく好氣的な条件にするのが埋立地の安定化の考え方なので、湿地というものはどういう考え方で作られようとしているのか。全く内部と遮断されたようなところにシートを張ってその上に湿地をつくるのか、こういったコンセプトでこれをやられるのかをお聞かせください。

○事業者（古瀬造園担当課長） 最初のガスの件についてですが、先ほどお話しした山口やモエレ沼も埋立地の上に公園をつくってしまっていて、やはりガスは定期的に出るのです。ですから、そういったガス抜きをやっていきますし、それに伴って調査も実施して、安全対策をやっていく形を考えております。

そして、今のガス抜きのサンプリングで観測されているのは、一部、メタンガスが確認されておりますが、硫化水素系のものは、現在、確認しておりません。

○東條委員 ガスの測定は、どこではかるかということが非常に重要ですが、ガス抜き管の内部等ではかったデータでしょうか。

○事業者（古瀬造園担当課長） そうです。

○東條委員 深度は結構深いところまで入れていますか。

ぜひ十分なチェックといいますか、モニタリングをお願いします。

○山舗会長 以上でよろしいでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） もう一点あります。

○事業者（高杉） 事業を担当しておりますみどりの管理課の高杉と申します。よろしくをお願いします。

湿地につきましては、A3判資料の右上のところにありますが、みどりの環境づくりのシンボルとなるような公園ということで、市民のご意見を反映しまして、環境を楽しめる公園ということで我々が考えたものでございます。

今のところ、構造につきましてはごみ層を分離するような形で水と一緒にならない形状

のものを考えております。積極的に水を呼び込むというよりは降った雨が一時的に滞留して、少しじめっとしたような環境のものを考えているというのが事業の内容です。

○山舗会長 ガスと湿地の件はよろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

○島田委員 この環境影響評価審議会でどこまでの範囲を話題として取り扱ったらいいかということについて確認したいと思います。

まず、環境影響評価準備書の内容が適切かどうかが一番にあるかと思えますけれども、先ほどからのお話にあるように、埋立地に新しく公園を造成するという性格上、これまでの現存の環境が保全されるかどうかということに限って話をしても余り意味がないかと思えます。この中にもありますように、新しく緑をつくり出していくという考え方だと思えますので、現状の環境が保全されるかどうかということよりももう少し先に踏み込んだお話ができるといいと思えます。

この公園整備イメージという絵がありますけれども、確定ということではないのでしょうか。それとも、これは確定ということを前提にお話をするものなのかです。ですから、これからどういうものをつくるかということについても話をしていかないと、当然、そういうお話が出ると思うのです。

それから、自然環境のことについて言うと、供用時点でどういう形のものができるかということと、さらにその先にどういう管理がされるかということも非常に重要なことだと思います。ですから、先のことまで踏み込んでお話をしていかないと、どういう自然環境が保全されていくのか、つくり出されていくのかということが十分に話し合えないかと思えます。ですから、ちょっと先の話になりますが、そういうことまで踏み込んでお話をしていっていいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 確かに、場所としてはもともと処分場だったところを公園化するというところで、アセスの対象とするのは初めてのケースですので、考え方はなかなか難しいところがあると思います。方法書の段階でも、どういう考え方でこのアセスを行うかということはいろいろ議論があった部分ではないかと思っております。

市長の見解書の中で述べさせていただいた部分では、もともとの環境がどういうものであったかというところから話が始まっていたと思います。今お話で出たように、ここはもともと湿性植物の群落地でありました。そこが開拓されていく中で、水田に変わり、その場所に広大な埋立用地として選ばれて、順次、埋め立てが進んできて、山本地区が最初に埋め立てが終わった地区ということで、グリーンベルトの一部として公園化されていくという事業の経過でございます。

ですから、事業そのものの計画自体に関しては、基本的に環境影響評価の手続の中では、その事業がいかに環境に配慮されたものとして進めていくかということ、この審議会はもちろんですし、市民の意見なり、いろいろな方の意見、知見を集積した上でいかに望ましい環境に配慮した事業にしていくかということ、これをこれからやっていくということです。

ですから、基本的には、事業そのものの中身について、事業計画そのものは、別途、都市計画なり、みどりの審議会等もごございますので、あるいは、市民意見を聞きながら練り込まれてこういった事業計画がなされていると思っております。その計画の熟度という点では完全に確定したものではないと思いますが、今の段階でこの計画に対してどういう環境配慮をすべきなのか、事業を進めていく上でどういう環境配慮が必要なのか、あるいはどういう保全のための措置が必要なのかというところの議論をしていただくのがこの場所ではないかと考えております。

結論まではなかなか言えませんが、そのように考えております。

○山舗会長 ありがとうございます。

方法書の段階からそのような議論があつて、島田委員は鳥の専門家でいらっしゃるの、どのくらいの範囲ということは、鳥が行き来する場所であつたりということで、この建設地だけではないもう少し周辺のというイメージがおありになるかと思えます。また、ここに公園ができることによって、人の流れがかなり変わって、それによつても変わってくるので、どのくらいの範囲かということは全体的な視点としては大事ですから、部会でご議論いただく前にもう少し時間をとつてもよろしいですか。

島田委員から、今の範囲でご懸念の点がありましたら、おっしゃっていただけませんかしょうか。

○島田委員 今あつたように、空間的な広がりとしての範囲ということで、この準備書の中にも、近隣に生息地があるから保全されるのだということとはよく書いてあるわけです。そういう空間的な広がり、この先、事業が進んでいって供用が開始されて人が入り込んでいくと、人の入り込みによる影響や、管理のやり方によっては環境がどんどん変わっていくだろうということもあります。例えば、草刈りをどういうふうにするかということによつても植生はどんどん変わってくるのだと思えます。ですから、現時点から先への時間的な広がり、両方ある程度話題にしないと、現時点でここをこういじつたらこの動物がこうなるというだけの話で終わってしまうと、余り中身がないのかなという感じがしましたので、その点についてお伺いしました。

○宮木委員 島田委員の意見に関連しまして、例えば生物多様性を守るような場所をつくるといつても、具体的に植物だったらどういう木を植えるか、どういう配置にするかということがかなり影響してきますね。そういうプランが実際にできているのかどうかということと、この場でそういうことも議論していいということなのでしょう。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） みどりの推進部としては、具体的な樹種の計画などについては、今のところはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） それを議論するのか、しないのかというところの話をするのですか。

○事業者（古瀬造園担当課長） 基本的には、基本設計でこういう計画をやっておりまして、今までも公園をつくっていますから、そんな中で道内産の樹種を使っていくことは決

まっておりますけれども、それがこの会議の中で議論されるのかどうかということはいわゆるわかりません。しかし、基本計画の中である程度の目星は出てきております。

○遠井委員 今回初めて見せていただいたので、余り専門的なことはわからないのですが、先ほどの島田委員のご質問と関連して、私も時間的なスパンが非常に長いということが気になっておりました。一つは、今おっしゃったように、自然環境の保全についても長期的なスパンで見るとすれば、今、改変するかどうかだけではなく、まさにご指摘があったように、今後の管理の仕方によって大分変わるので、そういうものを読み込んでいるのかどうかということです。また、仮に施工期間中に予測しないような変化が出てきた場合に、ご存じのように、今、順応的管理をさせておりますけれども、こういった事業計画の中でもそうした柔軟性は織り込む余地があるのか。つまり、一回限りの評価で柔軟性を認めないとすると、そういった管理の影響評価はできなくなるので、どこかでそれを担保しないといけないのではないかと思います。この辺がどうなのかということが1点目です。

2点目は、同じく10年間のスパンで工事期間がずっとあるということが気になっておりました。周辺住民の方は、その間、長期にわたって大型ダンプが出入りするという状況にさらされるわけで、今のところご意見はないようですが、実際に始まってみたら、定性的な感覚としては予想もしなかったということが出てくると思うのです。そうした場合に、工事はどのぐらいの山があって、ピークはどこで、ここから先は小さな木を入れたりする工事になりますと、そういう全体像が予測されていて、なおかつそれは周辺住民に伝わっているのかどうかということです。そして、仮に予測もしなかったということで、周辺住民の方がいろいろのご意見を事後的に出してきて、それを検討する場があるのかどうかということです。

3点目は、将来に向けての計画はどうかということを考えておりました。今回は事業アセスであって、後半の議題にあるようなより上位概念のアセスではないということも重々承知しているのですけれども、実際に期間が10年に及ぶことになりましたら、その間にアセスの考え方自体がかなり変わっていくと思います。そうしたことを見据えて、今回は事業アセスではあるけれども、もう少し上位概念の計画段階との接合性ということも配慮する必要はないのかどうかということです。それを今の段階で言っているのかはわかりませんが、そうすると、先ほどグリーンベルトもありましたが、廃棄物処理の計画、生物多様性、地球環境保全でも温暖化のCO₂削減ということであれば、交通システムとの関係はどうなっているのか、そういう上位段階での複数の計画との接合性を踏まえた計画という形に練り直す余地は今の段階ではあるのかどうかということです。

以上の3点です。

○事業者（古瀬造園担当課長） 最終的には造成されて、その後の管理がどういうふうになるのかということですか。

○遠井委員 そういうことを踏まえれば、現段階で評価の内容に——これは島田委員のご質問の内容だと思うのですが、1点目は、現時点での自然環境への影響評価が、現時点で

の改変だけではなく、ご指摘にあったように、事後の管理も踏まえてされているのかどうかということです。仮にそれがされていないとしたら、途中経過を見ながら順応的に計画を変えていくことが予定されているのかどうかということです。

○事業者（高杉） 答えになっているかどうかわかりませんが、この準備書をつくるに当たって我々が検討したのは、あくまでも公園を整備したときにどうなるのかという観点から影響評価をしておりますので、公園をつくっても基本的には影響は少ないものであろうと、事業の影響は軽微であるという判断をしております。その後の維持管理につきましても、公園を供用することに対しましてもおおむね支障がないだろうという判断をしております。その中で、維持管理を行う体制は入っていないのですけれども、公園として緑を取り戻していくこと自体が環境配慮であるという考えの中で緑づくりを進めていくということが配慮事項ということで今回の準備書を作成しております。

2点目につきましては、スケジュールの件ですね。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 2点目は、工事を進めて長期にわたっていて、全部がわからないのではないかと、あるいは地元の反応などもいろいろ出てくるのではないかとというお話でしたね。

この事業計画については、地元の町内会も含めて説明会をしてきております。このアセスがどうかということとは別次元で、工事をやる事業部局としましては、工事に入るときに常に地元で説明をしながら進めております。要するに、工事が入るごとにご説明をして、何かあれば連絡をいただいて、話し合いながら進めているということで、当然ながら、ダンプの走行も含めて、工事に伴う影響については地元の方々にご理解をいただきながら進めていくということです。ですから、それはアセスかどうかということと別次元で、我々は事業者として常にやっている事柄ですので、そのあたりは十分に配慮していきたいと考えております。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 3点目は、計画アセス的なものとのつながりに配慮した事業にできないのかという質問だったかと思います。

計画アセスに関しては、先ほど質問があったように、これから法律で盛り込まれることになりましたが、詳細についてはこれから示されるということもあります。また、それに対応して条例の改正についてもこの後の議題でご議論をいただきたいと思います。この案件に関しては、事業アセスの範疇の中で手続が進んできているものだと理解しておりますので、計画段階での配慮とどうつながるかということについては、前段の計画としてグリーンベルト構想などがあつた上で、その中に位置づけられたものということで関連性はあると思いますが、アセス的な手続として計画アセスに盛り込む段階ではないのかなと思っております。

○山舗会長 3点、ご回答をいただきました。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 私も、立場は違ったのですが、方法書のときに参加しております。そのときもいろいろご意見をいただいております。

今のお話もそうですが、アセスの事務上の議論と事業内容に踏み込んだ議論がごちゃまぜになってくる部分がありまして、私どもも仕分けに非常に苦しむ場面が多々ございます。今回、私どもが提案している事業内容については、一たん、それなりの手続を踏んで決めているものでございます。ですから、私どもが事業者としてこの場で決めてくださいというものではないです。この場で意見をいただいて、変えますという議論ではないと思っております。ただ、審議会での意見も市民の意見でありますし、審議会の立場としていろいろご意見があると思いますので、事業に反映できるところは反映するのはやぶさかではございません。しかし、それが審議会の議論なのか、委員としてのアドバイスなのか、私も何と云っていいのかわからないのですが、そのあたりを仕分けしながらやっていただけると私どもとしても助かるところでございます。

ですから、先ほどありました樹種をどうするのかということについても、こうしたらいというアドバイスやご要望としては承れるのですが、審議会意見だと言われると私どもは非常に困ってしまうのです。その辺を、ぜひご理解をいただければと思います。

○村尾委員 1期目なので、こちらの状況がよくわからないのですが、ほかのところで環境影響評価をやっていました。環境影響評価審議会をやると、今のような議論がいつも出てまいります。そして、議論が非常に難しくなってしまうのですが、もとに戻って考えますと、今ご指摘がありましたように、私たちが受けている諮問は、この準備書に対する専門家としての意見が求められていて、そこでの言い過ぎや誤りを指摘するということが私たちの役割だと思っています。ただ、先ほどから出ているように、せっかく専門の方々がこれだけ集まっているわけですから、とりあえず準備書の審議はしっかり行ってから、専門家としてこういうことをやったらいいのではないかという意見を、今おっしゃられたアドバイスという意味で時間をとって述べることは可能だと考えております。

○山舗会長 この審議会の意見と個別のアドバイスは分けていくということは皆様も了解いただけると思いますが、事業者の方もよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 先ほどありました空間的な広がりということも専門家の方が考えるものを入れていただく、その準備書に対して入れていく、アドバイスとして入れていくというふうに対応していただければと思います。

時間をとってやってきましたが、そろそろ次の審議に行かないと時間が足りなくなってきましたので、意見、質問はこれくらいとさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山舗会長 それでは、今出していただきました意見等を踏まえて、部会の中で引き続き検討していただければと思います。

それでは、これで厚別山本公園造成事業準備書に係わる本日の審議は終了させていただきます。

専門委員としてご参加いただいた島田委員と事業者はここでご退席いただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで司会進行を一旦事務局へお返しいたしますので、よろしくお願ひします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ここまでの司会をありがとうございました。

時間が始まってからかなりたちましたので、ここで一旦5分ほど休憩をとらせていただきたいと思ひます。

それでは、4時から再開ということでお願ひいたします。

[休 憩]

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、時間になりましたので、後半の議事に入りたいと思ひます。

後半の議事に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

条例改正の資料2-1になりますが、最初に諮問の案の写しがござひます。それから、資料2-2としまして、条例改正のあり方ということで、条例改正の背景やこれから検討しようとする項目などの一覧がござひます。資料2-3は、条例改正のあり方についての今後の審議日程の案でござひます。資料2-4以降は参考資料ですが、現行の札幌市条例の中で対象となっている事業の表です。資料2-5は、現行の資料における一連の手続の流れをフローで示したものでござひます。資料2-6は、前回の審議会でも資料として提示させていただきました法の改正後の手続フローということで、どんなところが変わることになるのかをあらわしたものです。資料2-7は、今後想定されるスケジュールで、国の法改正のスケジュールの流れになります。法は改正されましたが、具体的な施行はこれからでありますので、最終的には平成25年4月に全面的な施行になりますけれども、それまで間の一連のスケジュールの流れを示したものでござひます。

資料については以上でござひます。

特に、抜けたものはござひませんかでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、新たに条例改正のあり方について諮問をさせていただきたいと思ひます。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） きょう二つ目の諮問でござひます。

札幌市環境影響評価審議会会長山舗直子様。

札幌市環境影響評価条例第45条の規定に基づき、札幌市環境影響評価条例改正のあり方について諮問いたします。

平成23年11月10日。

札幌市長、上田文雄、代読。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、以降の進行は山舗会長にお願いしたいと思います。

○山舗会長 今、改めて諮問をお受けしましたので、審議に入りたいと思います。

今回の条例改正のあり方について改正の検討が必要な背景、改正検討項目、審議予定について事務局からご説明願います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 資料2-2をごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の札幌市環境影響評価条例の改正の背景についてということで、3点ほど書いてございます。

制定後10年以上が経過し、社会情勢への変化がありまして、これらに対応する必要があるということです。それから、法改正がありましたので、それらへの対応が必要だということです。並行して、道条例の改正作業も進んでおりますので、それにも対応する必要があるということなどが挙げられます。

2番目は、環境影響評価法の改正の背景ということで、法改正の背景について簡単に記載してございます。

3番目は、今後の改正のあり方についての検討項目の表を載せてございます。左からそれぞれの手続段階、法の主な改正事項、その隣が道条例の改正の動き、一番右側が市条例の改正の検討項目として挙げさせていただいているものでございます。

順番に上から見ていきます。

まず、対象事業につきましては、施行令になりますが、風力発電施設の追加が予定されております。二つ目は、汚染土壌処理施設の追加がございまして、昨年4月に土壌汚染対策法が改正されまして、新たに汚染土壌の処理施設が許可施設になっております。本市においても、今後、これらの施設が設置されることも想定しまして、対象事業として条例に追加するかどうかについてご検討をお願いしたいと考えております。

次に、計画段階になります。ここでは、計画段階での環境配慮の手続、いわゆる戦略的アセスですけれども、これを法と同様に市条例でも規定すべきかどうか、規定する場合にはどのような内容にすべきかということについてご検討いただきたいと思っております。

次の方法書ですが、これまでは住民説明会は行っておりませんでした。また、電子縦覧の追加、あるいは方法書段階における審議会での審議を行うのかどうかについてご検討をお願いしたいと考えております。また、今回は法改正で、環境影響を及ぼす範囲が一つの政令市内に限られる場合は、都道府県知事を介さずに、政令市長が事業者へ直接意見を述べるようになっておりました。これに対応するための事務手続についてもご意見をいただきたいと思っております。

準備書につきましては、方法書と同じく市長の直接意見の提出と電子縦覧についてになります。

評価書につきましても、電子縦覧のご検討をお願いしたいと思っております。

次に、事業実施後の事後調査でございます。現行では、事後調査が必要な場合には事後

調査報告書が出てまいりまして、それに対する住民意見の募集は行っているのですが、それに対して事業者からの見解書の作成は特に求めておりません。さらに、アセスの手続の中でのコミュニケーションの充実ということで、見解書の手続を追加すべきかどうかということについてもご検討をお願いしたいと考えております。

また、現行では、事後調査報告書の縦覧は市長が行っていますが、これを他の段階の縦覧と同じように事業者が縦覧するのがよいのではないかという考えもありまして、その辺のご意見を伺いたいと思っております。

以上のような項目を検討項目として、改正のあり方ということでご検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、資料2-3をごらんください。

審議スケジュールですが、こちらも続けて説明させていただきたいと思えます。

会議につきましては、今年度は今回を含め2回、来年度になってから5回の計7回を予定させていただきたいと思っております。

会議の開催方法ですが、条例改正は本市の環境影響評価手続全般にかかわる重要事項でございますので、部会方式ではなく、全体会議で審議をお願いしたいと考えております。

審議の順番は、事務的な手続から始めていただきまして、今後、法の中で具体的な施行内容や道条例の改正内容が明らかになってくると思われまます。計画アセスの関係については後半での審議を考えております。本格的な審議については次回からを予定しておりますが、その都度、審議テーマに沿って検討していただくに必要な資料は用意させていただいて、いろいろご検討をお願いしたと思っております。

2回目の開催予定につきましては、皆様が参集しやすいように厚別山本公園の準備書の部会の3回目と同じ日の1月19日、または全体で準備書に関する答申案の審議を行う2月中旬から下旬を予定しております。

審議事項については、政令市長の直接意見の提出、方法手続に関する事、図書の電子縦覧に関する事などを予定しております。

今年度内はここまでとしまして、現在の第6次の審議会は3月で一たん任期満了となりまして、4月からは第7次の審議会での審議になります。新年度に入ってから、4月中旬に3回目を予定したいと思っております。審議事項については、風力発電施設などの対象事業の追加、事後調査手続などを予定しております。4回目については6月中旬、5回目は7月中旬を予定しておりまして、計画アセス、SEAについてのご審議をいただきたいと思っております。

以上の審議を経まして、9月中旬に予定している第6回目で市長への中間報告案についてご審議いただき、それをもとにしまして、私ども市側で広く市民の意見を聞くためのパブリックコメントの手続を行う予定です。そして、最終の7回目は12月中旬を予定しておりまして、パブリックコメントで寄せられた意見なども踏まえまして、最終的な市長への答申案についてご審議をしていただきたいと思いますと思っております。

答申を受けましたら、我々の方で条例改正案の作成作業を進めまして、平成25年5月の議会に条例の改正案を提出したいと考えてございます。

なお、来年度につきましては、法対象の廃棄物最終処分場の案件や、条例対象の大規模建築物の案件など、複数の案件の審査も加わってくることが予想されますが、それらの案件も含めて、審議会の開催時期や議題の設定など、できる限り効率的に運営してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

○山舗会長 ご説明をありがとうございました。

検討項目が具体的になり、審議日程については、これから1年余り、年度をまたがってあるということでした。

以上の説明に関して、何かご意見、ご質問はございませんか。

○遠井委員 今後の実質的な審議の検討方法ですが、具体的な改正の条文案を出していただいて、それに基づいて検討するというところでよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 条例案そのものについては審議会の審議を終えた段階でこちらで作文することを考えております。ですから、条例改正に当たってこういう考え方を盛り込んだ方がいいとか、その辺の基本的な考え方なりアドバイスなりをそれぞれのテーマに沿っていただくような形です。このスケジュールで行きますと、6回目のところで市長の中間報告案の審議をいただくこととなりますが、これは実質的にはパブリックコメントを出すためのパブリックコメント用の案をここで審議いただくことを考えておりますので、この段階では条例の正式な案の1段階前ぐらいのものを審議していただく形になるかと思ひます。

○遠井委員 そうすると、しばらくはフリーハンドな議論をしても構わないということではよろしいのでしょうか。

もう一つは、前回の審議会のときに、どなたかが、既に先進的な取り組みをしている他の自治体の事例を教えてほしいとおっしゃっていたと思うのですが、そういった情報提供はそれぞれの項目ごとにご説明をいただけるということではよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そのように考えております。

○吉田委員 最後のお話に関連して、こうやって何回かに分けて審議していくということで、ほかの自治体や色々な動きがあると思うのですが、そういうものを見てこの項目分けにしたと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 基本的にはそうでございます。

まずは、法の改正に対応しなければいけないということがあります。また、道条例との関係においては、道条例は基本的には全道一円に係るものですが、札幌市に関しては、札幌市条例が道条例と同等以上の内容のものであるということで、現在、道条例の適用除外になっております。要するに、道条例になるものは必ず市条例でひっかかるという内容になっていまして、それは維持していかなければならないので、そこら辺との整合性をとるということではやっていきたいと思ひます。

○吉田委員　そこで、項目立ての可否という話になると、漏れがあるかどうかはこれを見ただけではよくわからないところがありますので、これから議論を進める中でどこかでちらっと見せていただくと助かります。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　承知いたしました。

○山舗会長　ほかにはいかがでしょうか。

　当面、次の1月19日の第2回目に向けて、こちらの審議事項に書いてある資料収集ということでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　そうです。

　各回のそれぞれのテーマに沿った詳細な資料や、今お話がありました他都市の事例などを収集した上で、どういったところが論点になるのかということを示しながら、いろいろ意見をいただきたいと思っております。

○山舗会長　いかがでしょうか。

　常に全体会議で審議していくということですので、今日ご確認いただくことは、この日程を頭に入れておくということだけでよろしいでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　当面は、この日程を頭に入れておいていただければ結構かと思えます。

○山舗会長　それでは、ご意見、ご質問がございませんようですので、今後の審議につきましては、このような案を基本として進めていくことと、事務局で資料を集めていただくことについて、皆様、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山舗会長　ありがとうございます。

　それでは、条例改正のあり方につきましては、本日はこれくらいとさせていただきます。もし、何かお気づきの点がありましたら、事務局当てにメール等で提出していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

　本日本日予定していた事項はすべて終えましたので、本日はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

　本日の私の役目はここまででございますので、事務局に進行をお返しします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　ありがとうございました。

　今後の審議に当たりまして、必要な資料で事前に用意できるものはなるべく皆さんに送れるように努力したいと思えますので、よろしく願いいたします。

4. 閉　　会

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　今日は、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。次回以降の審議につきましては、部会の出席の確認等も併せまして、改めて日程調整、開催のご案内をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、平成23年度第2回環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上